

厚別中央まちづくりセンターだより 2006.11



停車場通 第4号

発行：厚別中央まちづくりセンター（厚別中央4条3丁目3-6 ☎891-3907）

町内会のはなし

厚別中央地区には、現在9の町内会があり、住民が協力して地域社会を支えあっています。本号から3回に分けて、「町内会」を特集します。

2級村時代

厚別における町内会の歴史は、明治35年まで遡ることができます。

明治16年、厚別に開拓の鉄が入れられてから10年ほどの間に、厚別駅周辺ほか各地に、小規模ながら集落が形成されるようになりました。この集落が基礎となり、明治35年、2級町村制（）の施行とともに、白石村に15の「部」が設けられます。現在の町内会（当時は「部落会」と呼称）の原形は、ここに発することとなります。

このうち厚別には、大谷地、野津幌、下野津幌、旭町、厚別東、厚別西、厚別川下、小野幌（大正2年に江別町から白石村に編入）の8つの部が設けされました。

当時の厚別は、人家はまばらで道路もほとんどなく、部の管轄区域を厳密に定めること自体、大きな意味を有しなかったものと思われますが、3つの部について、大正10年発行の「白石村誌」附図を基に地図に落としてみました。なお、川の位置、形状等が現在とは異なることもあります、正確な表記とはなっていません。

2級町村制とは、開発途上にあった北海道・樺太にのみ適用された地方自治制

度で、住民に公民権はなく、議会の権限は低く、支庁や道庁などの上級官庁の規制や強制が直接働くような仕組みです。



下野津幌部

国道12号線と野津幌川の交わる辺りから小野幌小学校とを結びさらに江別市境まで東進、北広島市境に接しながら白石サイクリングロードを青葉中央通に出たところで左折して札夕線旧道に達し、厚別南中学校付近で右折した後ほぼ南郷通と平行に野津幌川まで進み国道12号線に至る区域。現在の青葉町、もみじ台、テクノパークのほぼ全域と厚別南及び厚別東の一部を含む区域。（現在の住居表示となる以前、副都心は下野幌と呼称されていましたが、附図では旭町部に属しています。）旭町部

札夕線旧道の下野津幌部と接する地点から旧道の始点（セブンイレブン大谷地店前）をさらに100m程越え、そこから国道12号線と平行に信濃中学校付近まで東進し、その後停車場通と

平行に北上し、安楽寺の西 100m 辺りで J R 函館本線厚別跨線橋とを斜めに結び、さらに線路沿いに野津幌川に達した後、野津幌川に沿って青葉町 11 丁目まで南下、あとは下野津幌部を境に西進した区域。

現在、厚別中央振興会(旧厚別東部)の区域内にある智徳寺や大行寺、さらにはその北の加賀開墾地と呼ばれていた地域は、旭町部に属していました。

厚別東部

信州開墾地と呼ばれていた区域の一部で、北は J R 函館本線、東南は旭町部に接し、南は大谷地部(厚別中央 3 条 1~2 丁目、4 条 2 丁目の一部は大谷地部に属していました。)に接しながら、安楽寺の西 100m 程の地点から西に向かって厚別川を越え、流通センターの一部を含む区域。

なお、大正 9 年第 1 回国勢調査によると、白石村各部の人口は次のとおりです。最も大きな部落は旭町で、人口も厚別地区の方が多かったことがうかがえます。

	部落名	戸 数	人 口
白 石 地 区	米里	32 戸	174 人
	上白石	46 戸	279 人
	横町	65 戸	408 人
	中央	66 戸	393 人
	本通	72 戸	460 人
	南郷	35 戸	233 人
	北郷	86 戸	449 人
厚 別 地 区	大谷地	56 戸	347 人
	旭町	113 戸	591 人
	厚別東	60 戸	366 人
	厚別西	69 戸	492 人
	厚別川下	41 戸	301 人
	野津幌	33 戸	195 人
	下野津幌	51 戸	298 人
	小野幌	59 戸	426 人

1 級村時代

昭和 7 年、1 級町村制が施行され、自治権が大幅に拡大されるとともに、厚別に 9 の「区」が設置されました。区は、部をそのまま継承したほか、新たに本田区(のち山本区)が設けられ、昭和 25 年 7 月、白石村が札幌市と合併するまでの 18 年間、1 級村時代が続きます。

部落会の再編と厚別町連合会の結成

戦後 GHQ の支配下には、戦時中の町内会組織は民主化にとって脅威であったことから解体させられ、町内会で行っていた行政事務の大部分は、出張所を設置するなどして町村の管轄となりました。

ところがサンフランシスコ講話条約の締結(昭和 26 年 9 月)を機に、町内会が各地で再編され始めます。

多くの町内会は、最初は街灯組合や道路組合として生まれます。当時、世情は騒然としており、日が暮れれば外を歩くこともできない不安な状態だったので、まず街を明るくしようと、近隣が集まって街灯組合を作ったわけです。また、行政が行う道路普請を、組合が請け負うことで交付金を受け取る制度もありました。このように、町民の生活全般を守るために自治組織として、これらの組合は町内会へと発展していきます。

厚別においては、条約発効前に既に 9 の町内会(東区振興会、旭町町内会、下野津幌町内会、小野幌町内会、上野幌町内会、大谷地町内会、西区厚信会、山本町内会、川下町内会)が名称は別にして再結成されていました(多くの町内会は、しばらくの間、戦前の部落会の名称をそのまま使っていたようです。)。また、それらの町内会相互のつながりを持つ連合組織として、昭和 26 年 2 月、厚別町連合会が発足しました。

(次号に続く)